

今までのご意見・ご質問に対する回答と改善事項等について

No.	種類	質問・意見	回答	備考
1	安全対策	道路に仮囲いを設置したら、道路が狭くなるため危険である。	4メートルの幅員は確保できるよう仮囲いを設置しました。ガードマンを配置するご要望がありましたので、仮囲いの組み立て時や撤去時は敷地外での作業となることから、安全性を確保するためガードマンを配置しました。	
2	安全対策	西側にガードマンを配置して欲しい。	西側にガードマンを配置しています。	
3	安全対策	西側の仮囲いは全面するのか。道路が狭くならないか。	全面を囲っております。岡南環境センター敷地内に設置をしているため、道路が狭くなることはありません。	
4	安全対策	東側の道路はかなり狭いため、仮囲いを道路に設置したら、車の通行が困難になる。	仮囲いは敷地境界内側に設置します。石垣の撤去作業中は、道路へ撤去物が飛散しないよう養生のうえ、ガードマンを配置しました。車の通行時は作業を中断するなど、交通の支障とならないように作業しました。	
5	安全対策	敷地周囲の外灯を工事で撤去しているため、道が暗くなっている	東西面に仮設照明を設置しております。	
6	健康被害	ダイオキシン類の健康被害はないのか	ダイオキシン類が付着した機器は、建物の中で洗浄し、ダイオキシンが残っていないことを確認したあとで解体・搬出しますので、建物の外にダイオキシン類が飛散することはありません。煙突についても同様に洗浄したうえで、ダイオキシンが残っていないことを確認してから解体しますので、健康被害はありません。現在、ダイオキシン洗浄は完了しております。洗浄時の外部での環境測定・洗浄完了後の建物内大気中濃度測定は共に基準値以下の数値でした。その内容を元に労働基準監督署へ報告書の提出も行き、第3管理区域を第1管理区域に変更しました。	
7	健康被害	工事中にダイオキシンが漏れていないか確認してほしい	「除染工事中」は令和5年1月30日、令和5年2月6日に測定をし、「機器解体中(4ヶ月目)」は令和5年6月13日に測定をし、問題ない結果でした。「機器解体完了後(7.5ヶ月目)」にも敷地境界付近の4か所でダイオキシン類の濃度を測定し、問題ない結果でした。	
8	健康被害	煙突はどのように解体するのか。	煙突のまわりに足場を設置してシート養生しました。煙突に蓋をしたうえで、負圧機で煙突内部の空気を吸い込みながら、レンガの撤去等を行いました。	
9	健康被害	煙突に蓋をしていることがわかる写真を見せてほしい。	事業者作成のHPに写真を掲載いたしました。	
10	健康被害	ダイオキシンを洗浄した水の処理はどうなっているのか	仮設の水処理設備で処理のうえ、産業廃棄物として場外に搬出しました。汚染された水が近隣に漏洩する心配はありません。	
11	健康被害	岡南環境センターの運転中のダイオキシン類はどの程度か。	ホームページにおいて公表していますが、安定した運転ができておりました。	
12	健康被害	広域処理施設ができることによって、ダイオキシンの健康被害はないのか	令和2年度に実施した生活環境衛生調査において、ダイオキシンの現況濃度が0.024 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )に対して、広域処理施設によって増えるダイオキシン類の濃度は、最大で0.00057 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )と予測されています。環境基準値は0.6 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )であり、健康被害はありません。	
13	健康被害	アスベストの健康被害はないのか	アスベストは、「飛散性」と「非飛散性」の2種類に大きく分けられます。事前調査の結果、岡南環境センターには飛び散りにくい「非飛散性」のアスベストのみでした。非飛散性ではありますが、対策として法律で定められた工法に則って、外部に漏洩しないように養生した上で、アスベスト含有建材の湿潤化や作業場を毎日清掃しながら除去作業を行いましたので、健康被害等はありません。	
14	健康被害	アスベストによる健康被害について、データを見せてほしい。	アスベスト除去作業中・後ともに、敷地境界のアスベスト濃度測定結果は規制基準値である10本/L(1Lの空気にアスベスト繊維10本)に対して、定量下限値未満(0.056本/L未満)であり、飛散は確認されませんでした。	※定量下限値とは、その分析方法で定量が可能な最小値、又は、最小濃度のことです。定量下限値未満とは、検出されなかったということです。
15	健康被害	アスベストの処理はどうするのか	アスベストの処分が可能な許可業者に搬出しています。	
16	健康被害	粉じんやダイオキシンがどこまで飛んでいるか	排ガスに含まれる有害物質は、最大濃度地点においても健康被害を生じる数値ではありません。	
17	地盤沈下	いまの岡南環境センターを建設した際に地盤沈下したという説明があったが、資料はないのか	既存施設の建設時に地盤沈下により構造物等に影響があったのは、着色箇所的一部分ですが、個人の財産にかかわることですので、家屋が特定できるような詳細な範囲の公表は控えてさせていただきます。	
18	地盤沈下	今回も地盤沈下するのではないのか	過去の被害の発生原因は、遮水壁の無い状態で地下水をくみ上げすぎたことにより地下水水位が低下し、地盤沈下したものです。遮水壁を設置して以後は被害の拡大はありませんでした。今回の工事においても、遮水壁の設置を行い壁内のみの水をくみ上げます。また、壁内でくみ上げた水を壁外に排水することで、壁外の地下水水位を低下させないように管理します。地下水位の常時観測も行い、過剰な地下水のくみ上げを抑制しますので既存の岡南環境センター建設時のような事象は発生しません。	
19	地盤沈下	地盤沈下した範囲をすべて家屋調査しないといけないのではないのか	NO.18のとおり、地盤沈下をおこさない工法で実施します。万が一、想定外の要因で地下水水位の低下がみられた場合でも、地下水水位は常時モニタリングし、地盤の変異測量も行ってまいりますので、影響が生じる前に工事をストップすることができます。よって、地盤沈下した範囲の家屋調査をする必要はありません。	
20	地盤沈下	それでも、もしも地盤沈下したとき、家屋調査をしていないのに補償してもらえるのか	万が一発生した場合には、市と事業者共同で誠意をもって対処してまいります。	
21	地盤沈下	工事後に地盤沈下等の影響が出た場合に保障してもらえるのか、その期間はどのくらいか	工事後であっても、工事に起因した地盤沈下等が生じ、建物等に損害が生じた場合は補償の対象となります。工事に起因した地盤沈下による損害への補償について、期間に定めはありません。なお、建物竣工後も地下水位観測井を残し、運営期間中も地下水位を定期的に監視します。	
22	地盤沈下	異常時の、住民への情報提供はどうなるのか	事業者から市に報告があり、市または事業者から各町内会や近隣の皆様へ速やかに周知します。	
23	住民説明	工事期間中に年に1回とか定期的に説明会を実施するか	令和5年7月に提案内容や配置計画などに関する説明会を実施し、工事の進捗や状況についても説明しました。また、工事の節目(試運転開始前など)にも随時開催する予定としております。	
24	住民説明	市、事業者ともに、もっと高い役職者に出席してもらって説明してほしい。	本工事における責任と権限を有した、適切な役職者が出席しております。	
25	住民説明	今後の説明会、意見交換会等の実施予定を教えてください	今後の説明会につきましては、各町内会を始めとした地域の方々にご相談の上、説明会実施の時期や内容等を調整して参りたいと考えております。	
26	振動	家屋調査は工事内容の説明をしてから依頼しているか	資料を配布のうえ、希望を聞き取りし実施しました。	
27	振動	家屋調査したあとに、損傷が生じたらすべて補償してくれるのか	損傷があったと申出がありましたら、事前の調査結果と損傷の状態を比較し、工事に起因する損傷であると判断されれば補償の対象となります。しかし、地震などが発生した際に損傷が生じ、工事に起因した損傷ではないと認められた場合では、各戸の保険などでの対応をお願いすることになります。	
28	振動	屋内の家屋調査はしないのか	調査対象住戸に再度訪問のうえ、内部調査の希望を聞き取りし実施しました。	
29	振動	調査結果の報告書はもらえるのか	調査した住戸に報告書をお渡ししました。	
30	振動	補償の覚書はないのか	ありませんが、議事録として残しております。	
31	振動	家屋調査の対象となる基準はなにか	敷地境界から30mかつ強固な基礎・杭などが設けられていない構造の住居の範囲で実施しました。	
32	振動	家屋調査はなぜ30mの範囲なのか	市が一般的な建築工事で実施する場合では「対象は敷地境界から20m以内の住居、ただし、コンクリート造などの強固な基礎・杭などが設けられている構造の住居はのぞく」ことが基本であることをふまえ、30mの範囲まで調査するという事業者からの提案によります。	
33	進入路	住民の生活道路を工事車両が通行しないようにしてほしい	ご要望のように工事車両が生活道路を通行しないようにしております。	

No.	種類	質問・意見	回答	備考
34	進入路	現場事務所への通勤車両の進入路が通学路なので危険である	岡南環境センターの敷地から西側用地を通り、現場事務所へ至るルートを基本的に使用することによりしております。	
35	騒音	中学生や高校生の試験期間中や、受験勉強への配慮をしてほしい。	芳泉中学校において実施される2日制の定期試験の1日目について、解体工事期間は大きな騒音の発生が予想される重機(クレーンは除く)を用いた作業は午前中のみとします。新施設建設時は、コンクリート打設作業を午前中のみとします。その他の期間の試験勉強、高校生の試験勉強や受験勉強につきましては、対象が多くかつ各人で期間が異なり、また期間も膨大になるため、特別の配慮は困難ですが、平時から法規制値より厳しい管理値で管理することで、近隣への影響を最小限にしております。	
36	騒音	試験、受験勉強へもっと配慮してほしい。	全てのご要望にお応えすることはできませんが、具体的な施工計画や工程の立案にあたり、最大限配慮してまいります。工程が立案できましたら、各町内会や近隣におすまいの方などに周知いたします。現在、芳泉中学校において実施される2日制の定期試験の1日目について、外部での重機による解体工事を午後から中止し、騒音を抑制しております。	
37	騒音	福浜中学校や岡輝中学校の試験勉強にも配慮してほしい。	令和4年度令和5年度は福浜中学校と岡輝中学校において2日間の定期試験の1日目について、施工計画の調整などにより、外部での重機による解体工事を午後から中止する事ができました。令和6年度を含む今後の工事において上記をお約束することはできませんが、みなさまの負担を少なくできる様、最大限配慮してまいります。	
38	騒音	騒音について80dBで管理すると説明があったが、超えたら工事を止めるのか。	管理値(80dB)を超えた場合には、一時中断し、原因を調査します。必要に応じて工事方法の見直し等すぐに対策を取ることができる体制とし、法基準値(85dB)を超える騒音の発生を防止いたします。	
39	騒音	騒音について80dBで管理した過去の工事の実績を見せてほしい。	法規制値は85dBであり、通常は80dBで管理することがありませんので、実績データはありませんが、本工事では通常の解体工事より厳しい管理をすることで、慎重で安全な工事を実施し、近隣の皆様への影響を軽減できると考えております。	
40	騒音	作業時間は8時～17時としてほしい	現場の作業時間は基本的には朝8時～夕方17時までとなりますが、作業の開始前と終了後には約1時間程度の作業準備や片付けがどうしても必要となります。作業時間帯以外の騒音や振動には特に注意するようにいたしますので、ご理解いただくようお願いいたします。また、やむを得ず17時を超える作業が発生する場合において、コンクリート打設では1週間前までに時間外作業が出ることを、仮囲いへの掲示や月間工程表をHPに掲載するなどを行い、その他の作業では、作業が発生することが判明した時点で、仮囲いへ掲示を行うことで、周知徹底を心がけるとともに騒音や振動に最大限注意するようにいたします。ご理解のほどよろしくお願いたします。緊急時(現場内で事故が発生した時など)については、復旧のために夜間作業を行わせていただく場合もありますが、迅速な対応を行いご迷惑を最小限とするよう心がけますのでご理解いただけますようお願いいたします。	
41	騒音	80dbを超過しているのに一時間ほど工事を継続していたことがあったが、なぜか	クローラクレーン移動時に騒音瞬時値が80dBを超えたのは確認していましたが、キャタピラがなじむことにより騒音が納まる、重機の移動も頻繁でなく断続的な音であり騒音値85dBを超過する事はないと判断したため、そのまま作業を継続させました。	
42	騒音	80dbを超過したら工事を止めることが約束ではなかったのか	瞬時値80db時に確認、見直しを行い騒音値85dbを超過させないための管理を行うと説明をさせていただきました。見直しとは、騒音値85dbを超過させないための対策であり、断続的に80dbは超過するが騒音値85dbを超過するおそれがない場合、騒音へ配慮するよう指導のうえ作業を継続することもあります。	
43	騒音	80dbを超過した時、事業者にどのような連絡が来るのか	各職員へは瞬時値80db超過時と85db超過時にはそれぞれメール通知が届きます。事務所内では通報時回転灯に加え、警報音が鳴ります。	
44	騒音	警報が鳴った時の騒音計の数値は記録が残るのか	瞬時値表示モニターをカメラで記録し、騒音発生時の記録が事務所でも把握できるようにします。(カメラの記録は30日前まで確認可)	
45	騒音	騒音に関する管理体制はどうなっているのか	騒音に関する責任者、副責任者を配置し、現場確認、職員への指示、作業の見直しや指導を行います。詳細は騒音管理のフローシートをご確認ください。(説明会資料8ページを参照)	
46	騒音	80dbを守るのか85dbを守るのかわからない。	騒音規制法の騒音値85dbを順守するために、瞬間の数値80dbで作業の見直しや確認をするようにしています。管理する数値が80dbであり、守らなければならないのは、騒音規制法の85dbです。	
47	騒音	瞬時値の記録が残らないのに、どうやって85dbで管理できているのか。	騒音規制法の測定値の90%レンジの上端値と定められております。「90%レンジの上端値」というのは、測定値の高い方の5%を除外したあとの最大値です。その10分間おきの演算値を記録しており、いままで一度も85dbを超過したことはありません。	
49	粉じん	散水しているというが、ガードマン1人がホースで水をかけているだけではないのか	ガードマンではなく、散水担当者を配置しています。人数は、解体物の規模等により適切な人数を配置しています。	
50	粉じん	それでも粉じんが飛んでいるということは、足りないということだろう。	敷地境界付近にて粉じんの測定を行っており、管理基準値:0.15mg/m <sup>3</sup> (環境基準:0.2mg/m <sup>3</sup> )を超えた事は今のところありません。散水が足りず粉じんが飛散している場合には、散水人数の増員などの対策をいたします。	
52	粉じん	仮設事務所での土埃や音の対策をしてほしい。	岡南環境センターの西側用地に優先的に通勤車両を駐車させ、極力仮設事務所用地に車両が入らないようにします。やむを得ず進入する場合は、散水により土埃が飛散しないように努めます。空ぶかし、アイドリングストップ等のマナーについて出入りする者へは周知徹底いたします。	
53	粉じん	強い風が吹いても作業するのか。	10分平均値が10m/secを超えたら作業を中止します。	
54	粉じん	建物の扉や窓が開いたままだが、粉じんやダイオキシンの外に出るのではないのか。	ダイオキシンの管理区域に関しては密閉養生を行っていますのでダイオキシンが外に出ることはありません。開放しているエリアにおきましては解体を行っていないため、粉じんが外に出ることはありません。なおダイオキシンの洗浄や建物上屋解体は完了し、現在は地下解体を行っています。	
55	振動	公園の南側に住んでいるが、煙突周りの整地、樹木伐根、外壁解体時に振動していた。家屋調査の範囲を広げられないか。	敷地境界に振動計を置き、法基準値を超えないように管理しています。30mについては、建築工事での調査基準以上の範囲としています。慎重に解体を行ってまいります。何か影響があればご連絡ください。	
56	粉じん	風向きにより以前粉じんのようなものが血に入っていた。測定して基準値内にはいつているかもしれないがこういうことがあることを知ってほしい	粉じんは道路、排ガスからも出てきますが、工事の中では粉じんが外に飛散しないよう対策を取らせていただきます。監視も常時していますのでご安心下さい。地上と足場上、重機先端からの散水で、発生を極力抑えてまいります。粉じん濃度をリアルタイムで測定し、環境基準値より厳しい管理基準値環境基準:0.2mg/m <sup>3</sup> (1時間平均値)管理基準値:0.15mg/m <sup>3</sup> を設定します。	
57	クレーム対応	クレームがあった場合は、この資料の電話番号に連絡すれば対応されますか？記録もしてください。	窓口の一本化ということで事業者の電話番号を記載させていただいています。事業者へ連絡があれば岡山市も含めて情報の共有をした中で対応すべきところが対応させていただきます。記録も管理します。	